

令和5年度
「環境レポート」の動画コンテンツ制作及び情報発信業務
募集要項

＜募集期間＞

令和5年3月22日（水）～令和5年4月5日（水）

【受付及び問合せ先】

京都市環境政策局環境企画部環境総務課 環境教育担当
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
電話：075-222-3450 ファックス：075-222-3426

1 参加資格要件

本募集に応募する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市の競争入札参加有資格者名簿に登載されていること又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者であること。
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあっては更正計画の認可がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていないものでないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

2 提案書類等

- (1) 提案書類

ア 参加意思確認書

本募集に応募する者は、参加意思確認書（様式1）を提出すること。

イ 事業者概要（様式自由）

事業者名、所在地、設立年月日、資本金、従業員数、組織図、KES等の環境認証の取得状況、特記事項等

ウ 企画提案書

様式2を作成し、企画提案書の表紙として添付すること。提案内容を記載する様式は特に定めないが、原則としてA4横書きとし、枚数は問わない。委託業務の内容は、別紙「仕様書」のとおりとし、本業務の実施体制についても記載すること。

また、一部再委託を行うものは、再委託先及び再委託内容を記載すること。受託者は、再委託先との連絡調整、統括について責任を持って行うこと。

エ 見積書

本件業務に係る全体経費については、1,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限価格とし、企画提案書に記載する内容を踏まえて、本件業務に係る見積書とその内訳（様式不問）を1通提出すること。

なお、提出された見積り金額がこの上限価格を超えている場合は失格とする。

オ 類似業務の実績（様式自由）

過去5年間において受託した類似業務（国、地方公共団体、民間企業問わず）の実績（業務名称、契約期間、業務実績、契約金額等）を提出すること。

ただし、提出された実績が同種業務に該当するか疑義がある場合は、当該受託希望者に確認のうえ、本市が判断する。

カ 参加資格を証明する書類（本市の競争入札参加有資格者でない者のみ）

本市の競争入札参加有資格者でない者は、以下の書類を提出すること。

なお、いずれも京都市入札情報館に詳細及び様式を掲載しているため、必ず参考すること。

- ・ 登記簿謄本（履歴事項全部証明）※1
 - ・ 印鑑証明書※1
 - ・ 納税証明書（国税等）※1
 - ・ 納税証明書（京都市税）該当者のみ※1
 - ・ 調査同意書（水道料金・下水道使用料）※2
 - ・ 京都市暴力団排除条例に係る誓約書（第1号様式）※3
- ※1 提出日前3か月以内に発行のもの、原本（写し不可）
※1、2 <http://www2.city.kyoto.lg.jp/html/rizai/chodo/sanka/0404buppin/sanka0404buppin>
※3 <https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000120713.html>

(2) 提出期日及び提出方法

アについては、令和5年4月3日（月）午後5時までに、ファックス又は電子メールにて、当課へ提出（印不要。着信を確認すること。）すること。

イ～カについては、令和5年4月5日（水）午後5時までに、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

※ イ～オについては、正本1部、コピー4部の合計5部を提出すること。

※ カについては、本市の競争入札参加有資格者でない者のみ、提出すること。

※ 提出した書類は、理由のいかんに関わらず返却しない。

(3) 提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市環境政策局環境企画部環境総務課 環境教育担当

電話：075-222-3450 ファックス：075-222-3426

電子メール：kankyousomu@city.kyoto.lg.jp

(4) 費用負担

提案に要する費用については、すべて提案者の負担とする。

(5) 募集要項、仕様書、企画提案書等に関する質問及び回答

本要項及び仕様書に示されていない項目等に対する問合せについては、2(3)に記載の本市担当者宛てにファックス又は電子メールで提出すること。全ての問合せに対する回答を取りまとめ、京都市ホームページ（京都市情報館）の「入札・公募型プロポーザル情報」における「環境政策局」のページに掲載する。電話での質問には応じない。

また、他の参加者に関する質問など募集要項、仕様書に関する事項以外の問合せには応じない。

ア 質問提出期限

令和5年3月27日（月）午後5時【必着】

※ 期限以降は質問を受け付けない。

イ 質問方法

様式は自由とし、本市担当者宛てにファックス又は電子メールで問い合わせること。

※ 電話での質問には応じない。

ウ 回答の公開時期及び方法

令和5年3月29日（水）午後5時までに、京都市情報館の「市政情報」>「入札・契約」>「入札・公募型プロポーザル情報」>「環境政策局」のページに掲載する。

3 プロポーザルの手続きの概要

応募された提案については、以下のとおり審査を行い、受託候補者を選定する。

(1) 提案書に関するヒアリング

必要に応じて、提案書類等の内容についてヒアリングを実施する。その場合、開催時間及び開催場所等の詳細については、別途通知する。

(2) 選定委員会

選定委員会は以下の委員で構成する。

- ・ 環境企画部 環境総務課 計画調整・環境教育担当課長
- ・ 環境企画部 環境総務課 環境総務課長
- ・ 環境企画部 環境総務課 人材育成・監察・業務改革担当課長

(3) 評価基準

書面審査等により以下の項目について審査する。

<評価基準>

評価区分	評価項目	配点
① 実施体制 (10点)	・業務遂行に必要な人員が確保されているか。	5
	・業務遂行に必要なスキルやノウハウを有する人材を配置しているか。	5
② 資料作成能力 (5点)	・的確で分かりやすい資料を作成する能力があるか。	5
③ 提案内容 (55点)	・業務の趣旨を十分に理解し、業務実施スケジュールを含め、実現可能な提案であるか。	10
	・参加した学生の学びにつながる業務設計となっているか。	15
	・動画制作に当たっては、学生の主体性を引き出し、その感性やアイディアがいかされる工程となっているか。	15
	・情報発信は、若い世代に確実に届く手法とするなど、効果的なものとなっているか。	15
④ 業務実績 (10点)	・同等又は類似業務を実施した業務実績があるか。	10
⑤ 市内貢献 (5点)	・本市の区域内において本店又は主たる事務所を有しているか。	5
⑥ 社会課題解決に資する取組 (5点)	・これから約1000年を経ぐ企業認定や環境マネジメントシステム（ISO14001やKES等）の認証等	5
⑦ 見積金額 (10点)	・以下の式により算出（※小数点以下は切捨て） 評価点=10点×(応募者中の最低見積金額)／(応募者の提案価格)	10
合計得点		100

(4) 受託候補者の選定

選定委員会委員が、上記の各項目について、選定評価表に基づき採点を行い、その合計点が満点の6割以上であり、かつ応募者の中で最も高い評価を得た事業者を受託候補者として選定する。なお、評価が同等の場合は、見積金額が最も低い事業者を選定する。見積金額も同額の場合は、くじ引きにより受託候補者を選定する。

また、応募者が1者であった場合については、採点結果の合計点が満点の6割以上であり、かつ選定委員会において本業務の受託候補者として適切と判断された場合、受託候補者として決定する。

受託候補者が本市の示す「プロポーザル参加資格」を満たしていない、必須項目への記載がない及び上限価格を超過している場合については受託候補者としない。

(5) 審査結果通知

審査結果について、審査終了後、参加者全員に対して、書面によって速やかに通知する。

通知内容に疑義のある申請者が理由の説明を求める場合は、審査結果の書面通知が届いてから1週間以内に、3(3)に記載の本市担当者宛てに書面をもって提出すること。

(6) 選定結果等の公表

受託候補者の選定後に、選定の結果、参加者及び評価点その他の受託候補者を選定した理由が分かる情報を京都市情報館のホームページにおいて公表する。

(7) 受託候補者との協議及び契約の締結

受託候補者の提案書を基に、受託候補者と協議のうえで本市が契約書及び仕様書を作成し、これに基づき受託候補者と契約を行う。

ただし、次に掲げる事態が生じたときは、受託候補者の選定において定めた順位の高かったものの順に協議を行い、契約相手方を決定する。

ア 受託候補者との協議が不調に終わった場合

イ 受託候補者が、提案書提出の日から契約締結日までの間に京都市競争入札取扱要綱第29条の規定に基づく競争入札参加停止の処分を受けた場合

ウ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

4 契約に関する基本的事項

受託者と結ぶ契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

見積書に記載された金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）をもって契約金額とする。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書及び企画提案内容に基づき決定する。ただし、企画提案内容は実現を約束したものと見なす。

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

(4) その他

この要項に記載のない応募に関する事項及び契約に関する事項並びにこの要項の解釈に関する事項については、別途、京都市環境政策局環境企画部環境総務課が指示するところによるものとする。

なお、新型コロナウィルス感染症の影響により、契約内容、契約金額等に変更が生じる場合がある。

5 スケジュール（予定）

内容	期日等
募集の公告	令和5年3月22日（水）
依頼内容等質問受付期限	令和5年3月27日（月）午後5時まで
質問に対する回答の掲載	令和5年3月29日（水）午後5時まで
参加意思確認書提出期限	令和5年4月3日（月）午後5時まで
企画提案書提出期日	令和5年4月5日（水）午後5時まで
書面審査又はヒアリング	令和5年4月上旬
審査の結果通知	令和5年4月中旬
業務委託契約	令和5年4月下旬
履行期限	令和6年3月29日（金）